

## ◆ ディーゼルクリーン・キャンペーン 不正改造車を排除する運動

国土交通省は、自動車の不正改造に起因する交通事故及び排出ガス、騒音等の環境悪化が深刻な社会問題となっていることから、6月の1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、また、6月と10月を「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の重点期間と定めています。警察庁、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会等と協力して全国で街頭検査などの活動が行われます。

### 重点実施項目（不正改造車を排除する運動）

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の添付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯火の色が不適切な灯火器等の取付け（デコレーション、回転灯火等）
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (7) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (8) 経由タンク増設等不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置（スピードリミッター）の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (11) 不正軽油燃料の使用

検査の結果、不正改造車に対しては、整備命令が発令され、前面ガラスに整備命令標章が貼付されます。整備命令に従わない場合、車両の使用停止等、厳正な処分となります。なお、燃料については、硫黄分濃度測定器により検査し、不正軽油と判明した場合には、適正な燃料への入れ替えが命じられます。

### 街頭検査の検査項目

- ・窓ガラスへの着色フィルム及び装飾板
- ・タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- ・基準不適合マフラー
- ・灯火器及び回転灯等の取付け
- ・さし枠取付などの二次架装
- ・ディーゼル車の黒煙測定
- ・不正軽油の使用
- ・燃料噴射ポンプの封印チェック
- ・基準外のウイングの取付け



### 自主点検のお願い（ディーゼルクリーン・キャンペーン関係）

- ① エアクリーナ・エレメントの清掃、交換 …… トラック協会助成金制度があります
- ② 燃料フィルタの定期的な交換 …… 定期点検等で交換されているか確認
- ③ 排ガスの黒煙濃度のチェック …… 運行前に黒煙チャート紙で確認
- ④ 燃料噴射ポンプの封印チェック …… 封印を取り外して噴射量を調整すると黒煙が増加します



- 速度抑制装置の不正改造については、『不正改造車を排除する運動』の重点実施項目となっています。

運行後の運行記録計の記録紙等による速度をチェックしていただき、異常な速度オーバー等があった場合は、ディーラ等で速度抑制装置の機能の点検を行っていただきますようお願いいたします。

